

大分川かわら版

第 10 号

平成25年1月

(発行)国土交通省大分河川国道事務所大分出張所

大分川河口付近にて



大分川かわら版 内容

- ・大分川河口付近にて
- ・河川敷でのゴミの焼却等は禁止されています！
～大分川河川敷で火災が発生しています～
- ・あともがき

河川敷でのゴミの焼却等は禁止されています！ ～大分川河川敷で火災が発生しています～



約10アールにわたって枯れ草が焼けています

平成25年1月19日(土)
午後1時半頃、大分市元町
付近の河川敷で約10アールにわたって枯れ草が焼ける火災が発生しています。

今回の火災の原因は特定されていませんが、自然発火ではない模様です。

冬場は空気が乾燥して火が広がりやすくなっています。
たばこのポイ捨てやゴミの焼却は絶対にしないでください。

河川敷でゴミを燃やすことは、法律で禁止されており、違反した場合は厳しく罰せられます。まわりの草に燃え移って火事になるおそれもあるので、河川敷でゴミを焼却してはいけません。直火によるたき火やバーベキューも同様に引火のおそれがあるのでやめましょう。



河川敷でのゴミの焼却は禁止されています！

河川敷でも特に、橋の下にはガス管等が布設されているため、付近で火を使う行為は大変危険です。第三者に被害が及ぶだけでなく、多くの人命にかかわる重大な事故につながります。絶対にやめましょう。

事務所HPから大分川の情報を提供しています→<http://www.qsr.mlit.go.jp/oita/>

ご意見・ご感想は 国土交通省大分河川国道事務所 大分出張所 まで

電話 097-558-7142 FAX 097-551-5439